

食中毒注意報の発令について

1 目的

7月から9月にかけては、高温多湿な気候の影響により、細菌性食中毒が多く発生しています。この期間における食品衛生を確保することにより、食中毒を未然に防止することが重要であることから、食品等の衛生的な取扱い等について注意を喚起するため食中毒注意報を発令します。

2 発令の基準

(1) 下記アからエの条件をすべて満たすとき

- ア 発令日前日の基準値が70以上
- イ 発令日前日の最高気温が28℃以上
- ウ 発令日前日の最低気温が21℃以上
- エ 発令日前々日の平均湿度が70%以上

(2) その他必要と認めたとき

3 発令の方法

平日の夕方に翌日の食中毒注意報を発令したとき、生活衛生課は直ちに保健所（生活衛生監視事務所）及び各区役所に連絡します。保健所（生活衛生監視事務所）及び各区役所はこれを受け、食中毒注意報発令中の掲示を行います。

また、生活衛生課はテレホンサービス（TEL06-6208-0963）、大阪市ホームページ及びXにより、発令の情報を提供します。（大阪市ホームページ及びXについては平日のみ更新）

4 発令の有効期間

注意報発令日の午前0時から24時間とし、自動的に解除されます。

5 実施期間

7月1日から9月30日までの3か月間

※気候状況を踏まえ、実施期間を前倒し又は延期する場合があります。